

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び<u>指定相談支援事業者</u>の指定)</p> <p>第2条 法第36条第1項 <u>(法第40条(法第41条第4項において準用する場合を含む。))及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)</u>及び法第38条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)に規定する申請又は法第37条第1項及び法第39条第1項に規定する変更の申請は、別に定める様式による指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・<u>指定相談支援事業者</u>)指定申請書(新規・更新・変更)により行わなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項から第3項までの規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。</p> <p>(指定障害者支援施設の指定辞退の届出)</p> <p>第3条の2 [略]</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び<u>指定一般相談支援事業者</u>の指定)</p> <p>第2条 法第36条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。)、<u>法第38条第1項(法第41条第4項において準用する場合を含む。))及び法第51条の19第1項(法第51条の21第2項において準用する場合を含む。)</u>に規定する申請又は法第37条第1項及び法第39条第1項に規定する変更の申請は、別に定める様式による指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・<u>指定一般相談支援事業者</u>)指定申請書(新規・更新・変更)により行わなければならない。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項から第3項まで<u>並びに法第51条の25第1項及び第2項</u>の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。</p> <p>(指定障害者支援施設の指定辞退の届出)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p><u>(業務管理体制の整備又は区分の変更の届出)</u></p> <p>第3条の3 <u>法第51条の2第2項及び第4項並びに法第51条の31第2項及び第4項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制整備(区分変更)届により行わなければならない。</u></p> <p><u>(業務管理体制の届出事項の変更の届出)</u></p> <p>第3条の4 <u>法第51条の2第3項及び法第51条の31第3項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制変更届により行わなければならない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。